

患者の自宅療養に向けた入院医療体制への移行

1. 趣旨

今後の感染拡大により、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたさないよう、無症状者・軽症者の自宅での安静・療養に向けた医療体制への移行について検討する。

2. 厚生労働省通知（令和2年3月1日）

軽症者等の自宅療養への移行については、都道府県知事が、協議会の場などを活用して関係者の意見を聴取しつつ、判断するとともに、厚生労働省と相談する。

(1) 移行のタイミング

地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合

(2) 講ずべき内容

① 症状がない又は医学的に症状が軽い方には、PCR 等検査陽性であっても、自宅での安静・療養を原則とし、重症化に備えた連絡体制を徹底する。

（除く、高齢者や基礎疾患を有する方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊産婦等）

② 家庭での感染対策について周知するとともに、高齢者や基礎疾患を有する者等への家族内感染のおそれがある場合には、入院措置を行う。

3. 兵庫県における自宅療養の考え方（案）

自宅療養とする患者のまず範囲を限定し（第1段階）、患者・家族の状況、医療機関の受入体制への影響、及び地域での感染の拡大状況を踏まえて、対象範囲を拡大する（第2段階）。

(1) 対象とする患者の状況（患者に症状がない又は医学的に症状が軽い者）

第1段階：24時間37.5℃以上の発熱なし、かつ、呼吸器症状が改善傾向

第2段階：持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者以外の入院治療が必要ない軽症者

(2) (1)の場合であったも対象としない患者

高齢者、基礎疾患（心血管疾患、糖尿病、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患など）を有する者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、妊産婦等

(3) その他

- ① 同居者の中に、上記ハイリスク要件に該当する者がいないこと（患者と別室で、トイレ・バスルームの共有を避けられるなら可）
- ② 患者・同居者ともに、「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」(以後、「8つのポイント」と略す)を理解し、実践が可能であること
- ③ 患者が独居の場合、患者が外出を避けての生活が可能となるよう、援護者が存在し、かつ援護者は、8つのポイントを理解し、実践が可能であること
- ④ 患者及び同居者（援護者）と管轄健康福祉事務所（保健所）は、重症化に備えた連絡体制を文書で共有すること

【患者の PCR 検査陽性確認時点での症状】

3月1日～22日公表資料（計60件）に基づく

（神戸市、尼崎市、西宮市、明石市、姫路市を除く）

年代	第1段階	第2段階	その他	合計
20～40代	3	4	3	10
50～60代	8	5	2	15
70代	4	2	7	13
80代以上	9	8	5	22
合計	24	19	17	60
(%)	40.0	31.7	28.3	100.0